

運転免許の適性判断を求められた高齢者28例の報告

お ぐろ ひろ あき¹⁾ す やま しん いち ろう²⁾
小 黒 浩 明¹⁾ 陶 山 紳 一 朗²⁾

キーワード：運転免許，高齢者，認知症，免許更新，認知機能検査

要 旨

高齢者の運転免許更新に認知機能検査が課せられるようになり、認知症疑いの自動車免許所持者が脳神経内科に受診するケースが増えている。著者は外来診療4年間で運転免許に関する受診者28名を診療してきた。運転免許更新時の認知機能検査に不合格であった8名と、本人や家族が交通違反や事故などで運転に関する適性を確認のため自主的に受診した20名の合計28名について報告する。28名のうち認知症と診断された25名には公安委員会診断書作成や自主返納勧奨を行った。免許更新時の認知機能検査を合格できなかった8名はすべてアルツハイマー型認知症であったが、自主返納にすぐに同意したのは2名のみで4名は公安委員会への診断書を作成した。自主的な受診者20名のうち17名が認知症と診断され、うち免許返納に同意して自主返納に至ったのは11名であった。28名のうち12名は免許返納の同意が得られず、そのうち2名はさらに他医への受診を希望された。

はじめに

改正道路交通法（平成29年3月12日施行）により75歳以上の運転免許所有者には認知機能検査が課され、「認知症のおそれあり」と判断された場合は専門医の診断が義務付けられている¹⁾。認知症、脳卒中後遺症や加齢により運転免許更新時の適性テストと実技試験を合格できず、運転免許センターから診断書を求められ脳神経内科を受診す

るケースは増えている²⁻⁴⁾。当科に運転免許の適性に関して受診した高齢者28名の経過を報告する。当施設のある雲南市は公共交通機関が少ないため自家用車の代替移動手段がすぐに得られないことや、代替運転者がすぐ見つからないといった理由で免許の返納をすすめてもすぐに同意されないケースがあった。その場合、どのように家族も含めて支援していくかについて考察した。

方 法

対象は運転免許更新時の認知機能検査に不合格であった8名と、本人や家族が運転操作の変化や交通違反、事故などで運転に関する適性確認のた

Hiroaki OGURO, et al.

1)医療法人陶朋会 平成記念病院 脳神経内科

2)医療法人陶朋会 平成記念病院 内科

連絡先：〒690-2404 島根県雲南市三刀屋町三刀屋1294-1

医療法人陶朋会 平成記念病院 脳神経内科